

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	愛媛県公害防止条例	根拠条項	資料番号	6-1	担当課	環境・ゼロカーボン推進
法令名	愛媛県公害防止条例	根拠条項	42-1	不利益処分の種類	改善命令等（排水）	
愛媛県公害防止条例施行規則 (改善命令等) 第42条 知事は、排水水排出者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて排水施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は排水施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。						
愛媛県公害防止条例施行規則 (排水基準等) 第22条 条例第34条第1項の規定による排水基準は、同条第2項の有害物質による排水の汚染状態については別表第11の中欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとし、その他の排水の汚染状態については別表第12の中欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。						
別表第11 健康項目に係る排水基準						
1	カドミウム及びその化合物					1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム
2	シアン化合物					1リットルにつきシアン1ミリグラム
3	有機 ^{りん} 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）					1リットルにつき1ミリグラム
4	鉛及びその化合物					1リットルにつき鉛1ミリグラム
5	六価クロム化合物					1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
6	砒 ^ひ 素及びその化合物					1リットルにつき砒 ^ひ 素0.5ミリグラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物					水銀につき検出されないこと。
8	アルキル水銀化合物					検出されないこと。

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	愛媛県公害防止条例	根拠条項	資料番号	6-1	担当課	環境・ゼロカーボン推進
			42-1	不利益処分の種類	改善命令等（排水）	
愛媛県公害防止条例施行規則						
別表第 12						
環境項目に係る排水基準						
1	水素イオン濃度（水素指数）				海域以外の公共用水域に排出させるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下	
2	生物化学的酸素要求量			(単位1リットルにつきミリグラム)	160（日間平均 120）	
3	化学的酸素要求量			(単位1リットルにつきミリグラム)	160（日間平均 120）	
4	浮遊物質			(単位1リットルにつきミリグラム)	200（日間平均 150）	
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）			(単位1リットルにつきミリグラム)	5	
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）			(単位1リットルにつきミリグラム)	30	
7	フェノール類含有量			(単位1リットルにつきミリグラム)	5	
8	銅含有量			(単位1リットルにつきミリグラム)	3	
9	亜鉛含有量			(単位1リットルにつきミリグラム)	5	
10	溶解性鉄含有量			(単位1リットルにつきミリグラム)	10	
11	溶解性マンガン含有量			(単位1リットルにつきミリグラム)	10	
12	クロム含有量			(単位1リットルにつきミリグラム)	2	
13	^{ふっ} 弗素含有量			(単位1リットルにつきミリグラム)	15	
14	ニッケル含有量			(単位1リットルにつきミリグラム)	5	
15	大腸菌群数			(単位1立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000	